

SC2

あなたの年齢をお知らせください。

 歳

SC3

あなたのお住まい(都道府県)をお知らせください。

 ▼

次へ

0

50

100(%)

SC3_2

あなたのお住まい(市町)をお知らせください。

- | | | | | | |
|----|-----------------------|------|----|-----------------------|------|
| 1 | <input type="radio"/> | 津市 | 16 | <input type="radio"/> | 東員町 |
| 2 | <input type="radio"/> | 四日市市 | 17 | <input type="radio"/> | 菰野町 |
| 3 | <input type="radio"/> | 伊勢市 | 18 | <input type="radio"/> | 朝日町 |
| 4 | <input type="radio"/> | 松阪市 | 19 | <input type="radio"/> | 川越町 |
| 5 | <input type="radio"/> | 桑名市 | 20 | <input type="radio"/> | 多気町 |
| 6 | <input type="radio"/> | 鈴鹿市 | 21 | <input type="radio"/> | 明和町 |
| 7 | <input type="radio"/> | 名張市 | 22 | <input type="radio"/> | 大台町 |
| 8 | <input type="radio"/> | 尾鷲市 | 23 | <input type="radio"/> | 玉城町 |
| 9 | <input type="radio"/> | 亀山市 | 24 | <input type="radio"/> | 度会町 |
| 10 | <input type="radio"/> | 鳥羽市 | 25 | <input type="radio"/> | 大紀町 |
| 11 | <input type="radio"/> | 熊野市 | 26 | <input type="radio"/> | 南伊勢町 |
| 12 | <input type="radio"/> | いなべ市 | 27 | <input type="radio"/> | 紀北町 |
| 13 | <input type="radio"/> | 志摩市 | 28 | <input type="radio"/> | 御浜町 |
| 14 | <input type="radio"/> | 伊賀市 | 29 | <input type="radio"/> | 紀宝町 |
| 15 | <input type="radio"/> | 木曾岬町 | | | |

次へ

0

50

100(%)

【アンケート文案】

「A DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」について
子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課からのアンケートです。

次へ

0

50

100(%)

DV防止法について

A1

あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（通称DV防止法）を知っていますか。

- 1 内容を概ね知っている
- 2 内容を少し知っている
- 3 内容までは知らないが聞いたことがある
- 4 知らない

次へ

0

50

100(%)

DVについて、DVを受けた経験について 1

A2

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人からの暴力を指します(①身体的暴力、②精神的暴力、③経済的暴力、④性的暴力、⑤社会的暴力、これらは重複することもあります。)

あなたはDVを受けたことがありますか。

または、あなたの身近な方から、DVを受けている、受けたことがあると聞いたことがありますか。

当てはまるものすべてを選んでください。(いくつでも)

- 1 受けたことがある
- 2 受けたことがない
- 3 (自分以外の者が)受けている、受けたことがあるということを(自分が)聞いたことがある
- 4 (自分以外の者が)受けている、受けたことがあるということを(自分が)聞いたことがない

次へ

0

50

100(%)

DVを受けた経験について 2

A3

A2で、「受けたことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。

どのような暴力を受けたことがありますか。

当てはまるものすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 物の破壊(怒って部屋の物を壊して脅かすなど)など
- 2 殴る、蹴るなど
- 3 ことばの暴力(ののしりの言葉)、無視など
- 4 生活費を入れない、極度に少額しか渡さない、働くことへの妨害など
- 5 気が進まないセックスの強要、避妊の非協力など
- 6 外出の制限、友人・実家などとの付き合いの禁止、メールチェックなど
- 7 その他

次へ

0

50

100(%)

DVの相談について

A4

A2で「受けたことがある」、「(自分以外の者が)受けている、受けたことがあるということを(自分が)聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。

あなた、又はあなたの身近な方がDVを受けたとき、どこ(だれ)かに相談したことがありますか。

- 1 相談したことがある
- 2 相談したことがない

次へ

0

50

100(%)

相談先について

A5

A4で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。
どこに(誰に)相談しましたか。

あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 親・兄弟などの親族
- 2 友人
- 3 警察
- 4 市役所・町役場(福祉事務所)
- 5 男女共同参画センター(フレンテ)等
- 6 配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)
- 7 みえ性暴力被害者支援センター よりこ
- 8 その他
- 9 わからない

次へ

0

50

100(%)

相談しなかった理由について

A6

A4で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。

相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 どこに(誰に)相談してよいのかわからなかったから
- 2 どこにも(誰にも)言えなかったから
- 3 相談しても解決しないと無駄だと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しや、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 加害者に「誰にも言うな」などと脅されたから
- 6 相談相手の言動によって、不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 世間体が悪いと思ったから
- 9 他人を巻き込みたくなかったから
- 10 他人に知られると、これまで通りのつき合いが(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
- 11 そのことについて、思い出したくなかったから
- 12 自分にも悪いところがあると思ったから
- 13 加害者の行為は愛情の表現だと思ったから
- 14 DVだと思っていなかった。相談するほどのことではないと思ったから
- 15 その他
- 16 わからない

次へ

0

50

100(%)

面前DVについて

A7

あなたは、子どもの前で親がDVを受けた場合、子どもの心に深い傷を与え、児童虐待（「面前DV」という）にあたることを知っていましたか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

次へ

0

50

100(%)

DVの相談窓口について

A8

県や市町等では次のようなDV相談窓口を設置しています。

あなたが知っている相談窓口をすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 三重県配偶者暴力相談支援センター
- 2 三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談(LINE相談)
- 3 最寄りの警察署又は三重県警察本部警察安全相談電話(# 9110)
- 4 三重県男女共同参画センター・フレンテみえ
- 5 県の各福祉事務所
- 6 各市町の女性相談窓口
- 7 知っている相談窓口はない

次へ

0

50

100(%)

DV防止・被害者支援対策について

A9

あなたは、DVを防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。
必要だと思うものをすべて選んでください。(いくつでも)

※デートDV・・・交際中のカップルの間で起こる暴力を指します。

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- 2 学校で児童・生徒に対し、デートDV防止(暴力を防止するための)教育を行う
- 3 地域で暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
- 4 メディアを活用して、広報・啓発活動を行う
- 5 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- 6 男性の被害者も相談しやすいよう、男性専用の相談窓口を設置する
- 7 相談できる窓口を増やす
- 8 被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対し、研修や啓発を行う
- 9 加害者に対する再発防止のための教育を行う
- 10 加害者に対する罰則を強化する
- 11 その他

次へ

0

50

100(%)

困難女性支援法について

A10

あなたは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（通称困難女性支援法）を知っていますか。

- 1 内容を概ね知っている
- 2 内容を少し知っている
- 3 内容までは知らないが聞いたことがある
- 4 知らない

次へ

0

50

100(%)

性別について

A11

以下の設問の回答に関係するため、あなたの性別(自認する性)をお答えください。
なお、選択肢がない場合は回答不要です。

- 1 女性
- 2 男性
- 3 その他

次へ

0

50

100(%)

困難な問題を抱える女性について

A12

A11で、「女性」とお答えいただいた方にお聞きします。

困難な問題を抱える女性とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を指します。

あなたは困難な問題を抱えていますか。

- 1 抱えている
- 2 抱えていない

次へ

0

50

100(%)

困難な問題について

A13

A12で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きします。

どのような困難な問題を抱えていますか。

あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 心の状態(孤独感、つらい、苦しい、しんどい、居場所がない、自責感等)
- 2 メンタルヘルス(精神疾患、不眠、摂食障害、フラッシュバック、トラウマ、依存症等)
- 3 自殺念慮(死にたい、消えたい、生きる意味がない、自殺企図等)
- 4 自傷行為(リストカット、オーバードーズ、瀉血、抜毛等)
- 5 障害(精神、知的、発達、身体、軽度の障害等)
- 6 健康問題(体の病気、性感染症等)
- 7 暮らし(暮らす場所がない、追い出されそう、不安定、ネットカフェや友人宅を転々と等)
- 8 対人(友人、知人、人と関われない、依存等)
- 9 仕事(人間関係、パワハラ、叱責、仕事ができない、仕事が決まらない、転職、退職等)
- 10 学校(友人関係、いじめ、教員との関係、進路、受験、退学、不登校等)
- 11 家族(親、義親、きょうだい、祖父母、親の恋人、親戚、夫、子ども等)
- 12 虐待(身体的、心理的、性的、ネグレクト、過干渉、両親間のDV等)
- 13 子育て(つらい、子どもに当たってしまう、孤立した子育て等)
- 14 DV(家族間、夫婦間、デートDV、18歳以上の家族からの暴力等)
- 15 恋愛(片思い、交際相手、失恋、結婚をめぐる悩み等)
- 16 LGBTs(レズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー、性自認等)
- 17 妊娠、出産、中絶(妊娠、妊娠の可能性、出産、中絶等)
- 18 引きこもり(外に出られない、人が怖い、就業についての不安等)
- 19 ネットトラブル(SNS、出会い系、リベンジポルノ、ネット上の対人トラブル、犯罪被害、搾取等)
- 20 薬物(処方薬、市販薬、違法薬物、依存等)
- 21 ストーカー(つきまとい、待ち伏せ、脅し、ネットストーカー等)
- 22 家出(泊め男(女)、ネットカフェ、公園、出会いカフェ、風俗、友人、知人宅等)
- 23 援助交際(パパ活、ひととき融資等)
- 24 JKビジネス(リフレ、コンカフェ、見学店等)
- 25 性被害(性的虐待、レイプ、強制わいせつ、セクハラ、痴漢、リベンジポルノ、自画撮り被害等)

26 貧困(経済苦、借金、食べるものがない等)

27 犯罪被害(トラウマ、生活の変化、裁判起訴等)

28 その他

次へ

0

50

100(%)

困難な問題を抱えていることの相談について

A14

A12で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きします。

あなたが困難な問題を抱えていることについて、どこ(だれ)かに相談したことがありますか。

- 1 相談したことがある
- 2 相談したことがない

次へ

0

50

100(%)

相談先について

A15

A14で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。
どこに(誰に)相談しましたか。

あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 親・兄弟などの親族
- 2 友人
- 3 SNSやインターネット上の友人
- 4 警察
- 5 医者、弁護士、カウンセラー等専門家
- 6 学校の先生、相談員
- 7 市役所・町役場(福祉事務所)
- 8 行政の相談窓口
- 9 民間団体(NPO等)
- 10 その他
- 11 わからない

次へ

0

50

100(%)

相談しなかった理由について

A16

A14で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。

相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 どこに(誰に)相談してよいのかわからなかったから
- 2 相談しても解決しなかったと思ったから
- 3 相談相手の言動によって、不快な思いをさせられると思ったから
- 4 恥ずかしくて相談できなかったから
- 5 相談相手に負担や迷惑をかけたりすると思ったから
- 6 そのことについて、思い出したくなかったから
- 7 相談する時間がなかったから
- 8 相談できる相手がいなかったから
- 9 その他
- 10 わからない

次へ

0

50

100(%)

困難な問題を抱える女性への支援について

A17

あなたは、困難な問題を抱える女性を支援するためには、どのようなことが必要だと考えますか。

必要だと思うものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 気軽に相談できる窓口を増やす
- 2 行政機関等公的機関による支援を増やす
- 3 医師、弁護士、カウンセラー等専門家による支援を増やす
- 4 民間団体による支援を増やす
- 5 食料を提供する
- 6 住まいを提供する
- 7 居場所を提供する
- 8 医療を提供する
- 9 金銭を提供する
- 10 正しい情報や知識のための教育を提供する
- 11 メディアやSNSを活用して、広報・啓発活動を行う
- 12 適切な相談となるよう、相談員への研修を行う
- 13 必要なことはない
- 14 その他
- 15 わからない

次へ

0

50

100(%)

続いて「B 県民提案予算に関するアンケート」について

三重県では、県の実施する事業の構築に県民の皆さんの新たな発想や身近な問題意識を取り入れ、事業の質の向上や限られた資源の有効活用を図るとともに、予算の使い道について県民の皆さんの納得感・共感を得ながら県政に参画していただくことを目的として、県民の皆さんが予算編成に参画する取組である「県民提案予算」を実施しています。

今回は、県政に関わる様々な課題の解決に向けて、県民の皆さんからいただいた115件のアイデアから選定した14件について、県民の皆さんにアンケート調査を実施し、令和8年度当初予算に向けた事業構築に反映させていきたいと考えています。

県民提案予算へのアンケート調査対象者について

B1

あなたは、アンケート調査対象者として以下の要件を満たしていますか。
あてはまるもの1つをお選びください。

※アンケート調査対象者

- ・三重県職員、三重県議会議員及び暴力団関係者ではない方
- ・専用の投票フォームやメールにて県民提案予算の投票を行っていない方(当該投票を行った方が本調査に回答した場合、重複投票とみなされ回答が無効となります。)

- 1 要件を満たす
- 2 要件を満たさない

次へ

0 50 100(%)

県民提案予算のアンケート調査について

B2

あなたが、三重県で令和8年度に実施してほしいと思うアイデアを、次の一覧の中から最大3つまでお選びください。(3つまで)

※こちらの回答をもって、令和8年度当初予算に向けた県民提案予算への投票数にカウントします(投票は、お1人様1回限り)。

※各アイデアの概要等については、下記県ホームページをご覧ください。

県ホームページ:<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0007900197.htm>

- 1 三重県誕生150周年記念事業
- 2 ラッピングカーを用いた動物愛護普及啓発事業
- 3 みえ日本語プロジェクト“みんなの居場所づくり”推進事業
- 4 “三重県”の歴史再発見!～歴史的に重要な公文書からみる三重県の歩み～
- 5 みんなで守る!こども性暴力根絶プロジェクト
- 6 若者世代にささる地産地消推進事業
- 7 外国人観光客の誘客につなげる県産農林水産物の魅力発信事業
- 8 三重の伝統工芸・食の魅力発信事業
- 9 建設体験フェスin三重
- 10 未来の警察官育成事業
- 11 特殊詐欺等の被害防止を図るための啓発事業
- 12 中学生・高校生の自転車事故防止を図るためSNS等を活用した広報啓発事業
- 13 不登校の傾向にある児童生徒の保護者を支援するプロジェクト
- 14 三重を知ろう～地産地消プロジェクト～

送信

0

50

100(%)

現在位置：[トップページ](#) > [県政・お知らせ情報](#) > [予算執行・財政](#) > [県民提案予算](#) > [令和7年度募集分](#) >

[県民提案予算について、県民の皆さんによる「投票」を実施します](#)

担当所属：[県庁の組織一覧](#) > [総務部](#) > [財政課](#) > [予算班](#)

県民提案予算

[いいね!](#)[シェアする](#)[ポスト](#)[LINEで送る](#)

令和07年07月01日

県民提案予算について、県民の皆さんによる「投票」を実施します

県民提案予算に関して、県民の皆さんからいただいた115件のアイデアから選定した14件について、県民の皆さんによる「投票」を実施します。

県民の皆さんによる投票の結果をふまえ、令和8年度の当初予算案に反映させていきたいと考えていますので、たくさんの投票をお待ちしています。

1 投票対象アイデア

- (1) 三重県誕生150周年記念事業
- (2) ラッピングカーを用いた動物愛護普及啓発事業
- (3) みえ日本語プロジェクト“みんなの居場所づくり”推進事業
- (4) “三重県”の歴史再発見！～歴史的に重要な公文書からみる三重県の歩み～
- (5) みんなで守る！こども性暴力根絶プロジェクト
- (6) 若者世代にささる地産地消推進事業
- (7) 外国人観光客の誘客につなげる県産農林水産物の魅力発信事業
- (8) 三重の伝統工芸・食の魅力発信事業
- (9) 建設体験フェスin三重
- (10) 未来の警察官育成事業
- (11) 特殊詐欺等の被害防止を図るための啓発事業
- (12) 中学生・高校生の自転車事故防止を図るためSNS等を活用した広報啓発事業
- (13) 不登校の傾向にある児童生徒の保護者を支援するプロジェクト
- (14) 三重を知ろう～地産地消プロジェクト～

※各投票対象アイデアの詳細は、関連資料の「リーフレット」の裏面をご覧ください。

2 投票期間

令和7年7月2日（水曜日）から令和7年8月11日（月曜日）まで

3 投票方法

(1) 投票方法

- 専用フォーム
- メール
- e-モニター電子アンケート（e-モニターの方のみ）

※専用フォームはこちらから

<https://logoform.jp/form/8vMX/1080797>（外部サイトにリンクします）

※メールでの投票の場合

①お名前、②ご住所・年齢、③お選びいただいたアイデア番号（3つまで）

以上を記載のうえ、下記の送付先までメールを送信ください。

【送付先】

メールアドレス：zaisei@pref.mie.lg.jp（三重県総務部財政課 予算班あて）

(2) 投票回数

投票は、お1人あたり1回限りとし、最大3アイデアまで投票することができます。

※eモニターの方は、eモニター電子アンケートのみの投票となります。

※お1人あたり2回以上の投票が確認された場合は、当該投票者の投票は無効となります。

4 投票参加資格

三重県内にお住いの満15歳（高校1年生に相当する年齢）以上の方

[令和7年度募集分](#)[令和6年度募集分](#)[令和5年度募集分](#)[令和4年度募集分](#)[令和3年度募集分](#)[令和2年度募集分](#)[令和元年度募集分](#)

※三重県職員、三重県議会議員、法人及び暴力団関係者は投票できません。

5 県民提案予算とは

予算編成に県民の皆さんが参画する枠組みとして、令和2年度当初予算から導入しているものです。県民の皆さんから公募したアイデアを選定し、投票の結果をふまえ、県予算に反映させています。

関連資料

- リーフレット（県民投票）(PDE(484KB))

関連リンク

- [県民投票専用フォーム（外部サイトへ接続します）](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 総務部 財政課 予算班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁3階）

電話番号：[059-224-2216](tel:059-224-2216) ファクス番号：059-224-2125 メールアドレス：zaisei@pref.mie.lg.jp

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていませんか？ | <input type="radio"/> 充分だった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？ | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった |

送信する

ページID：000301143

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) [個人情報保護ポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)

 **三重県庁** 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内：[059-224-3070](tel:059-224-3070) 法人番号5000020240001

[県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.